

## 令和3年度「海外渡航費助成事業」実施要領

- 1. 目的** 海外取引を具体化しようとする会員が海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、市場調査等、海外に渡航しなければ遂行できない事業を実施する場合、その渡航費用の一部を助成することにより、会員の海外ビジネス展開を推進することを目的とする。
- 2. 対象会員** 一般会員
- 3. 対象期間** 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 4. 助成内容** 会員1口あたり4万円(1口あたり1名分)  
○利用限度: 会員口数内で上限3口までとします。  
※別に定める「海外販路開拓助成事業」の「(1)商談会・見本市等出展」、「(2)越境ECモール出展」と併用が可能ですが、各事業の合計の利用回数は会員口数内で上限3口までとなります。
- 5. 対象費用** 海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、市場調査に参加するための渡航費  
※自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業目的とする渡航は対象外とします。

### 6. 本事業の利用方法・手順

#### (1)【申請者→機構】

様式第1号「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」の提出

本事業を利用しようとする会員は、海外渡航終了後、当機構事務局に「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」(様式第1号)に海外渡航事業に参加した事実がわかる下記の書類一式を添付してご提出ください。(提出は、FAX、メール郵送、持参のいずれでも構いません。)

**申請期限: 令和4年3月31日**

#### 【様式第1号への添付書類】

- ① 海外渡航費支払領収書または請求書 (コピー可)
- ② 海外渡航報告書 (書式は自由。A4用紙1～2枚程度にまとめる)

#### (2)【機構→申請者】

交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成を決定した場合は、申請者に様式第2号により交付額の決定を通知するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。なお、不採択の場合はその旨を別途連絡します。

### 7. その他

- 本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。
- 本事業は予算額に達し次第受付を終了するとともに、予算額に達した場合は助成額を減じて交付する場合がありますことを予めご了承ください。
- 本要領は、令和3年4月1日より施行、適用します。

### 8. 問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構  
990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル5階  
電話: 023-687-1127 FAX: 023-687-1129 E-mail: y-es@y-es.or.jp